別表第三

調剤報酬点数表

［目次］

第１節　調剤技術料
第２節　薬学管理料
第３節　薬剤料
第４節　特定保険医療材料料
第５節　経過措置

通則

１　投薬の費用は、第１節から第３節までの各区分の所定点数を合算した点数により算定する。

２　第１節の各区分の所定単位を超えて調剤した場合の調剤料は、特段の定めのある場合を除き、当該所定単位又はその端数を増すごとに同節の各区分の所定点数を加算する。

３　投薬に当たって、別に厚生労働大臣が定める保険医療材料（以下この表において「特定保険医療材料」という。）を支給した場合は、前２号により算定した所定点数及び第４節の所定点数を合算した点数により算定する。

第１節　調剤技術料

区分

００　調剤基本料（処方箋の受付１回につき）

１　調剤基本料１　41点

２　調剤基本料２　25点

３　調剤基本料３

イ　同一グループの保険薬局（財務上又は営業上若しくは事業上、緊密な関係にある範囲の保険薬局をいう。以下この表において同じ。）による処方箋受付回数４万回を超え40万回以下の場合　20点

ロ　同一グループの保険薬局による処方箋受付回数40万回を超える場合　15点

注１　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤した場合には、処方箋の受付１回につき、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものについては、本文の規定にかかわらず、調剤基本料１により算定する。

２　別に厚生労働大臣が定める保険薬局においては、注１本文の規定にかかわらず、特別調剤基本料として、処方箋の受付１回につき10点を算定する。

３　別に厚生労働大臣が定める保険薬局においては、所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。

４　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤した場合には、地域支援体制加算として、所定点数に35点を加算する。

５　保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）第７条の２に規定する後発医薬品（以下「後発医薬品」という。）の調剤に関して別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤した場合には、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を所定点数に加算する。

イ　後発医薬品調剤体制加算１　18点

ロ　後発医薬品調剤体制加算２　22点

ハ　後発医薬品調剤体制加算３　26点

６　後発医薬品の調剤に関して別に厚生労働大臣が定める保険薬局において調剤した場合には、所定点数から２点を減算する。ただし、処方箋の受付回数が１月に600回以下の保険薬局を除く。

７　長期投薬（14日分を超える投薬をいう。）に係る処方箋受付において、薬剤の保存が困難であること等の理由により分割して調剤を行った場合、当該処方箋に基づく当該保険薬局における２回目以降の調剤については、１分割調剤につき５点を算定する。なお、当該調剤においては第２節薬学管理料は算定しない。

８　後発医薬品に係る処方箋受付において、当該処方箋の発行を受けた患者が初めて当該後発医薬品を服用することとなること等の理由により分割して調剤を行った場合、当該処方箋に基づく当該保険薬局における２回目の調剤に限り、５点を算定する。なお、当該調剤においては、第２節薬学管理料（区分番号１０に掲げる薬剤服用歴管理指導料を除く。）は算定しない。

９　医師の分割指示に係る処方箋受付（注７及び注８に該当する場合を除く。）において、１回目の調剤については、当該指示に基づき分割して調剤を行った場合に、２回目以降の調剤については投薬中の患者の服薬状況等を確認し、処方箋を交付した保険医（以下この表において「処方医」という。）に対して情報提供を行った場合に算定する。この場合において、区分番号００に掲げる調剤基本料及びその加算、区分番号０１に掲げる調剤料及びその加算並びに第２節に掲げる薬学管理料は、それぞれの所定点数を分割回数で除した点数を１分割調剤につき算定する。

０１　調剤料

１　内服薬（浸煎薬及び湯薬を除く。（１剤につき））

イ　14日分以下の場合

⑴　７日目以下の部分（１日分につき）　５点

⑵　８日目以上の部分（１日分につき）　４点

ロ　15日分以上21日分以下の場合　67点

ハ　22日分以上30日分以下の場合　78点

ニ　31日分以上の場合　86点

注１　服用時点が同一であるものについては、投与日数にかかわらず、１剤として算定する。なお、４剤分以上の部分については算定しない。

２　嚥下困難者に係る調剤について、当該患者の心身の特性に応じた剤形に製剤して調剤した場合は、嚥下困難者用製剤加算として、80点を所定点数に加算する。

３　２剤以上の内服薬又は１剤で３種類以上の内服薬を服用時点ごとに一包化を行った場合には、一包化加算として、当該内服薬の投与日数に応じ、次に掲げる点数を所定点数に加算する。

イ　42日分以下の場合　投与日数が７又はその端数を増すごとに32点を加算して得た点数

ロ　43日分以上の場合　220点

２　屯服薬　21点

注　１回の処方箋受付において、屯服薬を調剤した場合は、剤数にかかわらず、所定点数を算定する。

３　浸煎薬（１調剤につき）　190点

注　４調剤以上の部分については算定しない。

４　湯薬（１調剤につき）

イ　７日分以下の場合　190点

ロ　８日分以上28日分以下の場合

⑴　７日目以下の部分　190点

⑵　８日目以上の部分（１日分につき）　10点

ハ　29日分以上の場合　400点

注　４調剤以上の部分については算定しない。

５　注射薬　26点

注　１回の処方箋受付において、注射薬を調剤した場合は、調剤数にかかわらず、